

居宅介護支援事業所芝さくら 運営規程（指定居宅介護支援）

（事業の目的）

第一条 株式会社芝さくら（以下「事業者」という。）が開設する宅介護支援事業所芝さくら（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を 確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居 宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく 指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 居宅介護支援事業所芝さくら

所在地 札幌市北区屯田4条3丁目13-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一、管理者 主任介護支援専門員 1 名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

二、介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一、営業日は月曜日から金曜日までとする。土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

二、営業時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

三、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一、利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他利用者様が指定する場所において行うものとする。

二、使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

三、 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四、 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上、必要に応じて訪問するものとする。

五、 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市内とする。

（苦情処理）

管理者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第8条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

第9条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、身体拘束、虐待の発生、または防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

① 身体拘束・虐待の防止に関する責任者 （松嶋寛之）

② 成年後見制度の利用支援

③ 従業者に対し、虐待・身体拘束の防止のための研修を定期的実施する

④ 身体拘束や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

虐待予防マニュアルに沿って対応する

⑤ 身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業に周知徹底を図る

⑥ 身体拘束・虐待防止の適正化のための指針整備する

（その他運営に関する重要事項）

第10条

事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一、採用時研修 採用後3か月以内

二、継続研修 年2回 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三、事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

四、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社芝さくらと居宅介護支援事業所芝さくらの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和1年9月1日から施行する
この規程は、令和3年8月15日から改定する
この規定は 令和4年2月1日から改定する
この規定は 令和4年10月1日から改定する